

公 募

令和 7 年 3 月 2 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 (単価契約) 中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務
2. 募集内容 下記 3 の業務の請負が可能な者
3. 業務内容 別紙「仕様書」による
4. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成 13 年 4 月 1 日付け水研第 65 号)第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 7・8・9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
 - ① 応募申込書(別紙様式)
 - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
 - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
 - (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 8 日 17 時
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門管理課
TEL 045-788-7628

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、令和7年4月2日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表する。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行するものとする。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行するものとする。その場合には、別途、公告する。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

また、応募者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10. 契約に係る情報の公表

（1）公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務
(大臣許可指定漁業「いか釣り漁業」)
2. 業務目的 本業務は、水産庁委託事業「水産資源調査・評価推進委託事業」の遂行のため、海洋環境に対応したスルメイカの漁獲特性（漁期、漁場位置、魚体サイズ、CPUE等と水温の関係）を把握することにより、スルメイカの資源評価の信頼性向上に資することを目的とする。このため、スルメイカを漁獲する主要な漁業種類である中型いか釣り船において、スルメイカおよびケンサキイカを対象とした漁期中に、漁場の鉛直水温プロファイルと漁獲量および魚体サイズ情報、およびスルメイカの漁獲物サンプル情報を収集する。なお、ケンサキイカ操業中にもスルメイカがしばしば混獲されるため、ケンサキイカ操業に関する情報も併せて収集する。
3. 業務場所 日本周辺海域における漁場
(スルメイカサンプルについては、日本海または東シナ海に限る)
4. 業務期限 令和8年3月9日
5. 予定数量 ①水温鉛直プロファイルデータ 上限 1,200 回
②1日(1晩)あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量(箱数) 上限 1,200 回
(漁船 10 隻×20 日×6 ヶ月 (1 隻あたり 6 ヶ月間観測を行う場合))
天候等により操業日数に変動があるため、件数には増減があり得る。
③スルメイカサンプル採集 18 回
(漁船 3 隻×月 1 回×6 ヶ月 (漁期中))
6. 業務内容
 - 1) 本業務は、「3. 業務場所」のいか釣り漁業における操業位置の水温鉛直プロファイルデータ(深度 100 m 以深まで)と 1 日(1 晩)あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量(入り尾数別箱数)を収集し、情報を送信する業務と、スルメイカの漁獲物サンプルを収集する業務である。
 - 2) 本業務を実施するいか釣り船の条件：大臣許可による指定漁業「いか釣り漁業」の許可を持つ漁船であること。海上からでも陸上へ情報を送信できる無線通信機器等を有すること。
 - 3) 本業務を実施する漁船を、10 隻選定する。なお、いか釣り漁船の漁獲情報を可能な限り、「3. 業務場所」の範囲を広く収集できるよう、調査を実施する漁船が特定の船団に極端に偏って選定されることがないように配慮すること。各船との連絡調整、以下に記載している調査実施の指揮および調査結果の取りまとめ、水産研究・教育機構(以下、機構)の担当職

員への報告を行うこと。

- 4) 水温鉛直プロファイルデータの収集には、(一社) 漁業情報サービスセンター (以下、JAFIC という。) から貸与される水温計を使用する。調査中等、通常の使用の範囲内において、本機材を破損・紛失等した場合、業務請負業者や調査実施漁船にその責任を負うことを求めない。ただし、常軌を逸した取り扱いによる破損・紛失等の場合においては、その責を求める場合がある。なお、本機材の破損・紛失等により水温データ収集の継続が困難となった場合は、速やかにその旨を JAFIC に報告し、機材の送付・交換等、JAFIC の指示に従って対応すること。
- 5) 観測を実施する漁船では、操業前において、貸与した調査機材により、表面付近から深度 100m 以深までの水温データを収集する (1 日 1 回)。深度 100m までの水温情報を確実に収集するため、吊り索を 120m 以上繰り出すことを基本とする。流況、風浪等を考慮し、必要に応じて吊り索長を適宜調整すること。海底までの距離が短い場合 (100m 以浅などの浅海の場合) は、吊り索の繰り出し長を海底までの距離マイナス 5m 程度までにして、観測機器が着底することがないように扱うこと。
- 6) 測定は、測器を降ろす際に行うため、測器はなるべく 1 秒に 1m 以下の速度で降ろすこと。なお、巻き上げ時の速度は問わない。
- 7) 収集情報の送信方法、およびサンプルの送付方法はそれぞれ下記の通りとする。
 - ①水温鉛直プロファイルデータ：無線通信機器等により、JAFIC へ送信する。
 - ②1 日 (1 晩) あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量 (箱数)：無線通信機器、メール、FAX 等により、JAFIC へ送信する。①の観測点と照合できるよう、船名、日時、位置情報 (緯度・経度) も併せて報告する。トラブル等があった場合は、入港時にまとめて送信してもよい。
 - ③スルメイカサンプル採集：対象は日本海または東シナ海で漁獲されたスルメイカに限る。漁獲後速やかに凍結保存し、冷凍のまま機構横浜庁舎の担当職員宛に元払いで送付すること。また送付の際には、事前に機構横浜庁舎の担当職員へ連絡する。複数月分のサンプルを同時に送付しても良いが、漁獲後 1 回目の水揚げ時に送付することとし、また各サンプルと漁獲時の情報が照合できるよう、包装等に漁獲日等を記載する。送付するスルメイカサンプルは銘柄別に分ける前の無選別サンプルとし、尾数は最低 50 尾とする。サンプルは 1 ヶ月のうちに 1 回、1 晩で採集するものとし、採集した日については必ず上記の①、②の情報も取得すること (ただし、機器が故障した場合はこの限りではない)。併せて、②の情報の備考欄に釣獲深度を記載する (例えば、「釣獲深度 90m」あるいは「タナ 90m」 というように記載)。
- 8) JAFIC により、7) ①および②の整理されたデータを、1 週間程度の間隔でまとめて機構の担当職員へ送信され、担当職員が検査を行い、完了とする。なお、JAFIC の問題により機構担当職員へのデータ送信が遅れた場合は、責任は求めない。
- 9) 単価の設定方法：①、②の業務では、銘柄別漁獲量データと水温鉛直プロファイルデータを収集するが、水温鉛直プロファイルを計測する機器が故障した場合は銘柄別漁獲量データのみを収集する。このため、①、②の業務の単価については、収集するデータ種類ごとに設定する。すなわち、下記の①と②に対して、それぞれ単価を設定する。ある操業地点における情報としては、①と②が揃うことが前提ではあるが、機器の故障や早期での漁

場移動などの影響でデータが①または②の片一方のみとなった場合は、その片一方の単価に相当する支出を行うこととする。なお、①については1日1回分のみが支出の上限となる（例えば、ある日の作業開始前後で2回観測を実施した場合においても、支出は1回分となる）。

③の業務では、1回分のスルメイカサンプルに対して単価を設定する。尾数は1回最低50尾以上とし、何尾であっても1回分として支出する。サンプルの上限は1ヶ月1回分までとし、この1回分は1晩に同一釣獲点で漁獲されたものとする。1回分の単価には、サンプル送付に係る送料、手数料等を含むものとする。また業務期限までに機構横浜庁舎に到着したものに対して支出する。スルメイカ以外のイカ類は支払の対象に含まない。

①水温鉛直プロファイルデータ（表面～100m以深または海底付近まで、JAFICから貸与する機器により計測した結果）

②1日（1晩）あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量（入り尾数別箱数）

③1ヶ月に1回、同一釣獲点で漁獲された無選別スルメイカサンプル（最低50尾）

7. その他 詳細については担当職員の指示に従い、実施するものとする。